

平林地域まちづくり協議会

令和7年度通常総会議案書

～自然と文化、ひとがかがやく支えあいの平林～



日時 令和7年4月18日（金） 午後7時から

会場 平林ふれあいセンター

□ 次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 支所長あいさつ
4. 来賓祝辞
5. 総会成立報告
6. 議長選出
7. 議事録署名人選任
8. 議事

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算の承認について

第2号議案 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

9. 議長退任
10. その他
11. 閉会

第 1 号議案

令和 6 年度事業報告及び収支決算の承認について

令和 6 年度事業報告及び収支決算について、監査報告書を付して別紙のとおり承認を求めます。

令和 7 年 4 月 18 日 提出

平林地域まちづくり協議会 会 長 小池 利也

令和 7 年 4 月 18 日 承認

平林地域まちづくり協議会 総会議長 本間 賢一

□ 令和6年度 活動報告

項 目		開催日	内容	出席人数
通常総会		R6. 4. 12 (金)	R4年度事業報告及び収支決算、第5次平林地域まちづくり計画（案）、R5年度事業計画案及び収支予算案の承認、役員の承認について	30
運営委員会	第1回	R6. 6. 10 (月)	事業スケジュール案について、地域交流事業について、研修会について など	14
	第2回	R6. 7. 22 (月)	地域交流事業について	12
	第3回	R6. 10. 2 (水)	地域交流事業、集落活動支援事業【審査】、元気づくり応援事業【審査】、集落課題取組【審査】について	9
	第4回	R6. 12. 2 (月)	地域交流事業振り返り、集落支援事業【審査】、元気づくり応援事業【審査】、集落課題取組【審査】について ほか	13
	第5回	R7. 2. 17 (月)	集落課題取組(湯ノ沢区)、今年度予算、集落活動支援事業計画審査、元気づくり応援事業計画審査、令和7年度事業計画、令和7年度通常総会について ほか	11
	第6回	R7. 3. 17 (月)	令和7年度通常総会議案書、令和7年度通常総会役割分担について	18
正副会長打合せ会		R7. 1. 17 (金)	あらかわ地区まちづくり協議会への視察、令和7年度総会、令和7年度事業計画について	2
旧平小ピカピカ大作戦		R6. 10. 12 (土)	旧平林小学校校舎2階、3階の清掃を行いました。その後、ドローン体験、お弁当を配り懇親会を行いました。	56
あらかわ地区まちづくり協議会への視察		R7. 2. 11 (火)	今後の活動の参考とするため、あらかわ地区まちづくり協議会の取組などをお聞きしました。また、お互いに情報交換を行い、有意義な視察となりました。	10
平林小学校連携事業 ロング昼休み		R6. 4. 18 (木)	地域住民の方とスタッキング、トントン相撲を行いました。	—
		R6. 5. 14 (火)	地域住民の方と折り紙、スタッキングを行いました。	—
		R6. 6. 25 (火)	地域住民の方と折り紙などで七夕飾りを作り、笹に飾り付けをしました。	—
		R6. 7. 18 (木)	地域住民の方とボッチャを行いました。	—
		R6. 9. 19 (木)	地域住民の方とミサンガ作りを行いました。	—
		R6. 10. 22 (火)	地域住民の方とすすきを使ったふくろうづくりを行いました。	—
		R6. 11. 21 (木)	地域住民の方と折り紙、ミサンガ作りを行いました。	—
		R6. 12. 10 (火)	地域住民の方とクリスマス工作を行いました。	—
		R7. 1. 23 (木)	地域住民の方と団子の木づくりを行いました。	—
		R7. 2. 20 (木)	地域住民の方とモルック、折り紙を行いました。	—
		R7. 3. 11 (火)	地域住民の方と紙コップロケットづくりを行いました。	—
平林小学校連携事業 平林小学校運動会		R6. 5. 25 (土)	運動会のプログラムにまち協種目（玉入れ）を追加していただき、小学3、4年生と地域住民で玉入れを行いました。	109

□ 令和6年度 活動報告

項 目	開催日	内容	出席人数
平林小学校連携事業 鼓童交流公演	R6. 11. 26 (火)	当協議会、砂山地域まちづくり協議会、平林小学校区の地域企業の協賛により開催しました。	約300
荒川クリーン作戦	R6. 4. 27 (土)	荒川沿線集落の協力のもと環境整備を実施	—
平林地区区長との懇談会	R6. 7. 20 (土)	平林地域区長会要望事項について(会長出席)	1
第1回 神林地区まちづくり協議会連絡会議	R6. 4. 25 (木)	合同研修会の開催、神林中学校連携(支援)事業、神林音頭動画作成について ほか	8
第2回 神林地区まちづくり協議会連絡会議	R6. 11. 22 (金)	令和6年度運営委員合同研修会、まちづくり協議会の統合に向けた検討、神林地区各種委員等の選出について ほか	8
関係人口創出事業 第1回 実行委員会	R6. 4. 23 (火)	R5年度収支決算及び監査報告について、地域づくり活動サポート事業要項一部変更について、サポート事業申請団体の審査について、R6年度事業について ほか	17
神林地区観光PR動画	R6. 5. 21 (火)	道の駅神林情報館で常時放映を開始	—
小学校連携学習(平林小学校)	R6. 5. 23 (木)	「地元産品を使用したピザレシピ考案」 第1回 かみはやしの学習・取組テーマ確認	20
	R6. 7. 5 (金)	「特産品生産者・製造者訪問とピザの学習・試食」 子ども達より見学希望があった食材の生産者・製造者を訪問	20
	R6. 9. 26 (木)	「ピザレシピ発表会」 かぼちゃ、ネギ、味噌ソースを使用した「I♡神林ピザ」をハロウィン&かかし祭にて販売することに決定	20
	R6. 12. 19 (木)	「ピザ販売の振り返り学習」 連携事業として行ったピザ販売を振り返る学習を行った	20
第2回 実行委員会	R6. 9. 13 (金)	事業報告、ハロウィン&かかし祭について、体験教室について	20
ハロウィン&かかし祭り	R6. 10. 26, 27 (土・日)	道の駅神林でイベントを開催、小学校連携事業で考えた「I♡神林ピザ」を販売	—
「笹団子・ちまきづくり体験」	R6. 11. 16 (土)	協力：とれたて野菜市かみはやし株式会社 参加者：15名	15
第1回 役員会	R7. 1. 30 (木)	令和6年度事業報告、収支決算見込について 令和7年度事業計画案、予算案について	4
第3回 実行委員会	R7. 2. 14 (金)	令和6年度事業報告、収支決算見込、今年度の振り返り、令和7年度事業計画案、予算案について	17
研修会 「どうする?かみはやし!!」	R7. 2. 23 (日)	講師をお呼びし、講演会形式で研修会を実施しました。	65
第1回 かみはやし互近所ささえ ～る隊会議	R6. 5. 15 (水)	今年度の取組概要、集落でのしくみづくり、「ささえ愛の日」啓発活動、「集落での第1步発表会」、ささえあいカタログVol. 6について ほか	16
第2回 かみはやし互近所ささえ ～る隊会議	R6. 7. 25 (木)	地区、集落での取組、集落での第1步発表会について	13
集落での第1步発表会	R6. 11. 9 (土)	集落での第1步発表会の開催	60
村上市互近所ささえ～る隊会議 合同研修会	R6. 11. 28 (木)	村上市互近所ささえ～る隊会議合同研修会「今日からできるささえあい20事例」	58
第3回 かみはやし互近所ささえ ～る隊会議	R6. 12. 12 (木)	集落での第1步発表会、合同学習会、ささえ愛カレンダーについて	15
第4回 かみはやし互近所ささえ ～る隊会議	R7. 2. 6 (木)	令和6年度活動報告について、「緊急救急情報ボード(仮)」について、来年度について	14

□ 令和6年度 活動報告

項 目	開催日	内容	出席人数
村上市互近所ささえ～る隊1層2層合同研修会	R7. 3. 17 (月)	令和6年度活動報告（市内各地区）、グループワーク	—

広報 (関係人口創出事業実行委員会) (まちづくり協議会関係)	R6. 6. 15 (土)	関係人口創出事業＃うえるかみing 第11号発行
	R7. 3. 15 (土)	関係人口創出事業＃うえるかみing 第12号発行
	R6. 6. 14 (金)	まちづくり新聞平林地域版第22号発行
	R7. 3. 15 (土)	まちづくり新聞神林地区版第16号発行
	随時 -	ホームページ、Facebookページの更新

□ 集落活動支援事業 報告

集 落	松 沢	事業名	区内植物を活用した特産品作成事業	
実施日・期間	8月20日～12月2日		参加者数	52 人
総事業経費	80,500		交付金額	70,250 円
事業内容	マエモについては、防腐効果のあるチマキザサを8月25日に採取し乾燥し、ヌマエビを11月5日にとり、マエモを製品にした。 棒注連縄については、11月10日に稲藁を確保し、作り方を11月19日に指導者により2名に指導していただき、棒注連縄を作った。			
事業効果	今年はヌマエビがとれ、マエモを作成しおいしくできたので、これを最終製品とした。 棒注連縄は、稲藁が十分に確保できなかったもので、数量を少なくし、技術の継承に力を入れ、有識者に指導していただいたところとても感謝された。			

事業の様子



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	湯ノ沢	事業名	観桜会とゲーム他レクリエーション大会	
実施日・期間	4月14日		参加者数	32人
総事業経費	47,630円		交付金額	39,000円
事業内容	水辺の楽校の桜の観賞、ゲーム・レクリエーション会、カラオケ会を行った。			
事業効果	水辺の楽校の桜を観賞し、その後集落センターにおいてゲームやレクリエーションを行い、区民の交流と親睦を図り普段あまり話さない人たちとも交流ができた。			

事業の様子



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	葛籠山	事業名	集落防災訓練、炊き出し訓練	
実施日・期間	8月25日	参加者数	46	人
総事業経費	35,396円	交付金額	35,396	円
事業内容	炊き出し訓練では、炊き込みご飯を作り、防災訓練では、消防団によるポンプの取扱い指導を行った。			
事業効果	炊き出し訓練では、中学生にも協力してもらうなど集落の幅広い世代の方に参加していただき防災訓練を通して交流を図ることができた。 ポンプの取扱いについても勉強することができた。			

活動の様子



□ 集落活動支援事業 報告

集 落	平 林	事業名	盆踊りの伝承	
実施日・期間	8月14日		参加者数	約150 人
総事業経費	344,627円		交付金額	51,600 円
事業内容	技術伝承のため、中学生以上の青少年が演奏の練習を実施。盆踊り当日の演奏、踊り、イベントの実施。今後の伝承についての振り返り。			
事業効果	古くから平林地域に伝わる伝統芸能である「盆踊り」について、保存伝承するため青少年への技術伝承ができた。			

盆踊りの様子



□ 集落活動支援事業報告

集 落	宿 田	事業名	観桜会	
実施日・期間	4月14日		参加者数	96 人
総事業経費	105,133円		交付金額	49,050 円
事業内容	集落各団体協力の下、観桜会を開催。			
事業効果	準備段階から交流し、区民同士の親睦、絆が深まった。 また、次に繋げる人材育成ができた。			

観桜会の様子



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	小岩内	事業名	収穫祭	
実施日・期間	9月1日	参加者数	95	人
総事業経費	161,564円	交付金額	100,000	円
事業内容	小岩内区民全員で親睦を深めるため収穫祭を開催した。災害後に他地域に住居を移した方も招待し、参加していただき親睦を深めた。			
事業効果	小岩内区民全員で収穫祭を毎年開催することで、コミュニケーションをとり親睦を深めることで災害時などにも協力し合うことができる。			

活動写真



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	湯ノ沢	事業名	集落運動会		
購入日	9月8日		参加者数	55	人
総事業経費	98,658円		交付金額	98,658	円
事業内容	・年4回のグラウンド整備(草刈り・後片付け) 6/8、6/9、8/17、8/18 ・8/18打ち合わせ会議、プログラム作成 ・8/31～9/8景品等の買い出し ・9/8運動会・慰労会				
事業効果	運動会を通じて、世代間の交流の促進、集落の一員としての一体感と絆を深めることができた。他集落からの参加もあり、集落外の方とも交流を図ることができた。				

活動の様子



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	葛籠山	事業名	集落交流事業		
実施日・期間	8月3日		参加者数	55	人
総事業経費	40,490円		交付金額	40,490	円
事業内容	荒川花火開催日に合わせて集落役員を中心に料理を準備し、住民との交流を行った。				
事業効果	本事業を通して葛籠山区民同士の交流を深めることができた。				

活動の様子



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	平 林	事業名	イルミネーション事業	
実施日・期間	12月1日～1月4日		参加者数	100 人
総事業経費	124,493円		交付金額	100,000 円
事業内容	平林ふれあいセンターにイルミネーションを作成し、飾りつけを行う。			
事業効果	老若男女が一同に集い、道行く人に楽しんでもらうことを目指して参加者一丸となり、イルミネーションの作成し、点灯式では、すごくきれいとの声があった。			

イルミネーション飾りつけ作業風景



ライトアップ



□ 元気づくり応援事業 報告

集 落	宿 田	事業名	収穫祭	
実施日・期間	10月14日		参加者数	63 人
総事業経費	107,035円		交付金額	100,000 円
事業内容	子供達に春の田植え体験、秋の稲刈りの体験をしてもらう。地域住民と子供達でおにぎりなどを作り、交流する。			
事業効果	子供達に米作りを通して、お米の大切さ、収穫の喜びを感じてもらうことができた。また、収穫祭を通して地域住民の交流を図ることができた。			

事業の様子



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	湯ノ沢	開催場所	湯ノ沢集落開発センター
実施日	11月24日	参集者	区役員、監査員、消防団、まちづくり代議員、民生児童委員、組長、地域見回り隊、シニアいきいきクラブ、茶の間 16人
検討した課題	観桜会・レクリエーション大会、集落運動会のどちらも年々参加者が減少しているため、今後も継続するのか。終了するとなれば、代わりにやるものはあるか。		
課題解決策	今後も両事業に代わるものがあるかを考える。参加者が増えるように口コミで勧誘したり、PRに努める。		
取組評価 (振り返り)	他行事などと重なったため、欠席者が多かったので、日程をずらす等の配慮をした方が良かった。		

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	平 林	開催場所	平林ふれあいセンター
実施日	6月1日	参集者	集落役員、PTA、百年会、消防団、せせらぎの会、神輿会、農家組合、ひまわりの会、茶の間の会、かごやま愛好会 20人
検討した課題	①集落内の日頃から危険と思われる箇所を提出いただき、解決策等の協議。 ②塞の神の行事に使用する藁の調達が、年々困難になってきている。 ③盆踊りの開催内容について ④夏の猛暑対策としてセンターを開放(クーリングシェルター) ⑤夏休み中のラジオ体操を小学生のみではなく、大人にも参加を呼びかけ。 ⑥夏休み中、小中学生にセンター開放し宿題をしてもらう(平林寺小屋)。		
課題解決策	①平林集落からの要望改善事項として、村上市に提出。 ②農家組合より藁の提供可能との了承を得た。 ③盆踊りの「仮装大会」を復活することで、PTAは担当となることから業務が多くなるため、各団体の役割分担を再編成する。 ④夏の猛暑対策としてセンターを開放(クーリングシェルター)、昨年好評により継続。 ⑤ラジオ体操に大人も参加することは、年齢を問わず顔見知りになる効果あり。 ⑥夏休みの(平林寺小屋)の開設、初めての試みではあるがまずは開設予定。		
取組評価	集落内の各団体の垣根を越えて、問題を提出し解決策を協議したことは、お互いの問題を助け合う案もあり、大変有意義であった。		

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	平 林	開催場所	平林ふれあいセンター	
実施日	7月21日	参集者	集落役員、PTA、百年会、消防団、せせらぎの会、神輿会、農家組合、ひまわりの会、茶の間の会、かごやま愛好会	20人
検討した課題	①盆踊り大会の準備及び開催内容について 開催内容は基本昨年と同一、但し今年度は「仮装大会」を復活。 ②各団体の役割分担と内容協議。 ③笛、太鼓等の練習内容の協議。 ④抽選会の手順確認、当日の役割分担決定(会場準備、運営、片付け)。			
課題解決策	①盆踊りの「仮装大会」を復活することで、PTAは担当となることから業務が多くなるため、各団体の役割分担を再編成する。 ②キッチンカーを手配したことにより、食べ物、飲み物の提供ができ、昨年よりまして参加者の増加が期待できる。 ③参加者の増加により、警備、誘導員の増員、照明機材の増設が必要(レンタルで対応)。			
取組評価	集落内の各団体の垣根を越えて、問題を提出し解決策を協議したことは、お互いの問題を助け合う案もあり、大変有意義であった。			

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	宿 田	開催場所	宿田ふれあいセンター	
実施日	4月5日		参加者	宿田区、PTA、消防団 20人
検討した課題	・防災訓練の実施について(日時、想定内容等) ・役割分担の確認			
課題解決策	・9月1日防災訓練を実施する ・防災訓練を通して、高齢者・要支援者への支援の仕方の確認			
取組内容	各参加者から様々な意見があり、宿田区としての課題を確認できた。			

会 議 写 真



□ 集落課題解決への取組事業 報告

集 落	宿 田	開催場所	宿田ふれあいセンター	
実施日	9月1日		参集者	宿田区役員、PTA、消防団、宿田区民 131人
取組内容	・大雨による浸水などを想定して住民避難を実施 ・区長を本部長として災害推進委員など役割分担を確認し、災害発生時の安否確認、危険場所の確認を行った。			
改善点等	宿田区でも避難行動要支援者が多くなっているのを、安全な場所の確保をする必要がある。			

活 動 写 真



令和6年度事業等活動記録

令和6年10月12日（土）

旧平小ピカピカ大作戦（地域交流事業）



令和6年5月11日（土）

神林中学校連携事業



平林小学校連携事業

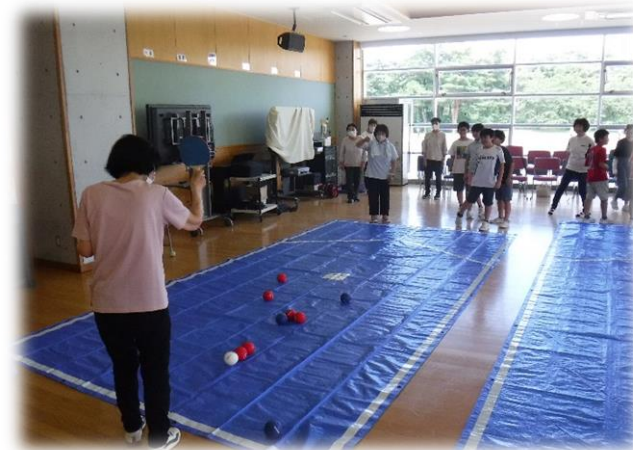
令和6年5月21日（土） 平林小学校運動会



卒業祝い品（砂山地域まちづくり協議会と按分）



平林小学校ロング昼休み



令和6年11月26日（火） 鼓童交流公演



【他団体】

神林地区関係人口創出事業実行委員会の取り組み
ハロウィン&かかし祭

負担金：1まち協 100,000円



体験教室（笹団子&ちまきづくり）



平小連携学習



令和6年度 平林地域まちづくり協議会 収支決算

収 入

(単位:円)

区 分	当初予算額	補正額	補正後予算額	決算額	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,712,000	▲ 280,000	1,432,000	1,432,000	0	地域まちづくり交付金
2 繰越金	419,316	0	419,316	419,316	0	前年度繰越金
3 諸収入	684	0	684	121	▲ 563	預金利息
合 計	2,132,000	▲ 280,000	1,852,000	1,851,437	▲ 563	

支 出

区 分	当初予算額	流用額	流用後予算額	決算額	比 較	説 明
1 地域振興費	350,000	▲ 220,000	130,000	125,778	4,222	
1 地域交流事業	350,000	▲ 220,000	130,000	125,778	4,222	地域交流事業
2 研修費	100,000	0	100,000	47,325	52,675	
1 研修事業	100,000	0	100,000	47,325	52,675	課題解決に向けた話し合いの場づくり 運営委員合同研修会
3 地域コミュニティ支援経費	874,000	▲ 60,000	814,000	784,444	29,556	
1 集落活動支援事業	249,000	0	249,000	245,296	3,704	申請に基づく集落事業の支援
2 元気づくり応援事業	525,000	▲ 60,000	465,000	439,148	25,852	手上げ方式による集落を応援する事業 支援
3 関係人口創出・拡大事業	100,000	0	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
4 安全安心暮らし応援対策経費	200,000	0	200,000	120,760	79,240	
1 暮らしと学び応援対策事業	200,000	0	200,000	120,760	79,240	小・中学校との連携
5 健康・福祉増進経費	15,000	0	15,000	15,000	0	
1 ささえあい地域づくり事業	15,000	0	15,000	15,000	0	緊急救急情報ボード作成費等負担分
6 環境保全・改善経費	15,000	0	15,000	14,000	1,000	
1 環境整備事業	15,000	0	15,000	14,000	1,000	荒川クリーン作戦
7 組織運営経費	494,000	0	494,000	402,143	91,857	
1 役員報償費	262,000	0	262,000	262,000	0	会長 32,000円×1 副会長 22,000円×1 運営委員 17,000円×12 監事 2,000円×2 計 262,000円
2 費用弁償	20,000	0	20,000	1,000	19,000	費用弁償(他団体主催会議費)
3 会議費	30,000	0	30,000	27,394	2,606	会場借上料1,500円×9回、お茶代等
4 消耗品費	60,000	0	60,000	33,357	26,643	コピー用紙、事務用品、封筒等
5 印刷製本費	70,000	▲ 530	69,470	47,982	21,488	まちづくり新聞(地域版・地区版)
6 口座振替手数料	2,000	530	2,530	2,530	0	口座振替手数料
7 郵便料	50,000	0	50,000	27,880	22,120	郵便料
8 予備費	84,000	0	84,000	0	84,000	
合 計	2,132,000	▲ 280,000	1,852,000	1,509,450	342,550	

収入額合計

1,851,437

支出額合計

1,509,450

次年度繰越額

341,987

令和6年度 監査報告書

規約第19条第1項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第2項の規定により次のとおり報告します。

第1 監査の対象

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

第2 監査方法

事業報告書、収支決算書、通帳及び出納簿について、事務局が管理する証拠書類と照合するとともに、説明を聴取して監査した。

第3 監査期日

令和7年4月1日

第4 監査の結果

監査に付された事業報告書、収支決算書、通帳、出納簿及びその他添付書類について照合した結果、いずれも適正に処理されていると認めた。

令和7年4月1日

平林地域まちづくり協議会

会 長 小 池 利 也 様

監事 田中 ひとみ 

監事 田中 夏枝 

第 2 号議案

令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、別紙のとおり承認を求めます。

令和 7 年 4 月 18 日 提出

平林地域まちづくり協議会 会 長 小池 利也

令和 7 年 4 月 18 日 承認

平林地域まちづくり協議会 総会議長 本間 賢一

□令和7年度事業計画（案）

区 分	事業名、取組項目	実施 時期	対 象	取 組 内 容	備 考
1 地 域 の 課 題 解 決、 地 域 振 興 及 び 民 交 流	(1) 地域交流事業				
	交流事業の実施	4月～ 11月	全世帯	地域内の親睦と交流を図るため、事業内容を工夫しながら、交流事業を実施する。	
	(2) 地域の課題解決のための基盤整備と人材育成				
	まちづくり研修 会の実施	通年	全住民	・地域住民を対象とした研修会などを開催し、まちづくり活動のあり方や取り組みを学ぶ。 ・地域の課題解決や活性化に向けた話し合いの場づくりに取り組む。	
	(3) 地域コミュニティ支援事業				
	地域コミュニティを支援する	通年	集落	集落の課題解決や活性化を図ることを目的として、集落事業に対して支援を行う。 【集落活動支援事業】 ・松 沢：伝統行事存続支援事業 ・湯ノ沢：観桜会とゲーム他レクリエーション大会 ・葛籠山：集落防災訓練、炊き出し訓練 ・平 林：盆踊の伝承 ・宿 田：観桜会	
				活力ある元気集落づくりに意欲的に取り組む集落及び団体に対して支援することを目的とした事業（手上げ方式による）※備品購入の場合は購入商品の表示価格（千円未満切り捨て）2分の1の額とする。 【元気づくり応援事業】 ・小岩内：収穫祭 ・川 部：川部集落交流会 ・湯ノ沢：集落運動会 ・葛籠山：集落住民交流事業 ・平 林：イルミネーション ・宿 田：収穫祭	

区 分	事業名、取組項目	実施 時期	対 象	取 組 内 容	備 考
1 地 域 の 課 題 解 決、地 域 振 興 及 び 住 民 交 流	(3) 地域コミュニティ支援事業				
	地域コミュニティ支援	通年	全住民	道の駅「神林」を拠点に関係人口（ファン）創出・拡大に努めるため、集落との繋ぐ仕組みを検討し取り組む。（神林地区関係人口実行委員会で実施）	
	(4) 安全安心暮らし応援対策事業				
	暮らしと学び 応援対策事業	通年	全住民	安心安全に暮らしていくために防災の取組を行う。取組としてポータブル電源の購入を行う。7 集落分が揃い次第、集落へ引き渡しを行う。	
		通年	全住民	平林小学校と連携して、地域住民との交流の機会を増やし、子ども達とのふれあいを大切にする。	
		通年	全住民	コミュニティスクールを通し神林中学校への協力を行う。	
		通年	全住民	平林地域の暮らしに必要な情報などを子供からお年寄りまで分かりやすいように周知する。	
2 健 康 及 び 社 福 の 増 進	(1) ささえあいの地域づくり事業				
	ささえあいの 地域づくり事業	通年	全住民	神林地区生活支援協議体※と連携して、支え合いの地域づくりを推進する。 ※神林地区生活支援協議体とは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援する仕組みづくりを目的とした組織。	
3 環 境 の 保 全 及 び 改 善	(1) 環境整備事業				
	環境整備事業	通年	全住民	荒川クリーン作戦や地域全体で環境整備に取り組む。	
			全住民	新たな魅力を探し活用するため地域資源の発掘に取り組み、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用し広く発信する。	

令和7年度 平林地域まちづくり協議会収支予算(案)

収 入

(単位:円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,710,000	1,712,000	▲ 2,000	地域まちづくり交付金
2 繰越金	341,987	419,316	▲ 77,329	前年度繰越金
3 諸収入	13	684	▲ 671	利息等
合 計	2,052,000	2,132,000	▲ 80,000	

支 出

(単位:円)

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域振興経費	240,000	350,000	▲ 110,000	
1 地域交流事業	240,000	350,000	▲ 110,000	地域交流イベント
2 研修費	100,000	100,000	0	
1 研修等推進事業	100,000	100,000	0	一般研修、課題解決に向けた話し合いの場づくり、運営委員会合同研修会
3 地域コミュニティ支援経費	843,000	874,000	▲ 31,000	
1 集落活動支援事業	218,000	249,000	▲ 31,000	申請に基づく集落の事業を支援
2 元気づくり応援事業	525,000	525,000	0	手上げ方式による集落を応援する事業支援
3 関係人口創出・拡大事業	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
4 安全安心暮らし応援対策経費	340,000	200,000	140,000	
1 暮らしと学び応援対策事業	340,000	200,000	140,000	小・中学校との連携、防災事業、平林地域の暮らしに必要な情報の発信
5 健康・福祉増進経費	15,000	15,000	0	
1 ささえあい地域づくり事業	15,000	15,000	0	ささえあいの地域づくり、敬老会参画
6 環境保全経費	15,000	15,000	0	
1 環境整備事業	15,000	15,000	0	荒川クリーン作戦 ほか
7 組織運営経費	485,000	494,000	▲ 9,000	
1 役員報償費	262,000	262,000	0	会長 32,000円×1 副会長 22,000円×1 運営委員 17,000円×12 監事 2,000円×2 計 262,000円
2 費用弁償	10,000	20,000	▲ 10,000	費用弁償
3 会議費	30,000	30,000	0	会場借上料、お茶代等
4 消耗品費	60,000	60,000	0	コピー用紙、事務用品等
5 印刷製本費	70,000	70,000	0	まちづくり新聞(地域版・地区版)
6 口座振替手数料	3,000	2,000	1,000	口座振替手数料
7 郵便料	50,000	50,000	0	郵便料
8 予備費	14,000	84,000	▲ 70,000	
合 計	2,052,000	2,132,000	▲ 80,000	

※ 区分の予算支出に不足が生じた場合は、他の区分から流用することができるものとする。

参 考 資 料

○村上市まちづくり基本条例

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

○平林地域集落活性化支援要項

○第5次平林地域まちづくり計画

○平林地域まちづくり協議会規約

○平林地域まちづくり協議会 役員・代議員等名簿

○平林地域まちづくり新聞（Vol.22）別添

○神林地区まちづくり新聞（Vol.16）別添

○村上市まちづくり基本条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 4 号

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるさは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

私たちは、村上市民憲章(平成 25 年 12 月 18 日制定)に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的に関わり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) コミュニティ 安心な暮らしと助け合いを目的とした組織で、町内や集落組織等をいう。
- (6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織であって、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例(平成 23 年村上市条例第 2 号)に定めるものをいう。
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

(まちづくりの基本原則)

第 3 条 村上市のまちづくりは、次の各号に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとする。

(地域まちづくり組織の役割)

第 6 条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

(市の役割)

第 7 条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりに有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

(人材の育成)

第11条 市及び団体等は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくるとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。

(交流の拡大)

第12条 市及び団体等は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 市及び団体等は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、一定の地域内において包括的なまちづくりを行う組織の設置及び事業の実施並びに村上市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)に関する事項を定め、誇りと活気あふれる地域づくりを展開し、元気あふれる定住の里づくりと市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 町内や集落がまとまった一定の区域をいう。
- (2) 地域まちづくり組織 町内や集落における活動の支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域が有する人材、施設、資金等を活用し、起業、雇用及び生きがいの創出を推進し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(地域まちづくり組織の設置区域)

第 3 条 地域まちづくり組織(以下「地域組織」という。)は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、別に規則で定める。

(地域組織の要件)

第 4 条 地域組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) その地域に居住する人及びその地域で事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体で地域組織が認めたものを構成員としていること。

(事業)

第 5 条 地域組織は、地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づき次に掲げる事業の中から選定して、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し、特に必要があると地域組織が認めること。

(活動の制限)

第 6 条 地域組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(候補予定者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 前 3 号に掲げる活動のほか、地域組織の活動として市長が不適當であると認める活動

(協力及び助言)

第7条 市長は、地域組織の円滑な運営を促進するため、地域組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(連携組織)

第8条 各地域組織は、地域組織相互の連携を図るため、地域組織の代表者等で構成する地域組織の連携組織を設置することができる。

(設置等の届出)

第9条 地域組織を設置したときは、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、地域組織の運営支援及び地域まちづくり計画に基づき実施する地域組織の活動支援として、交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付申請)

第12条 交付金の交付を受けようとする地域組織は、市長に交付金の交付の申請を行わなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査により不適当と認められる場合は、是正指導を行い、修正等を行った結果適当と認められるときは、交付の決定を行うものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 交付金の交付の請求は、前条の交付の決定の通知を受けた後に行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金の交付手続を行わなければならない。

(交付金の取扱い)

第15条 地域組織は、交付金の活用において、当該構成員の総意を反映し、民主的で公正な取扱いをしなければならない。

(実績報告)

第16条 地域組織は、毎年5月末日までに前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 地域組織は、前条の規定による実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けるものとし、積極的にその情報の公開に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 51 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号

平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号

令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年村上市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「行政区」とは、村上市区嘱託員規則（平成 22 年村上市規則第 13 号）第 2 条に規定する行政区をいう。

(地域組織の設置区域)

第 3 条 条例第 3 条に規定する設置区域は、別表第 1 のとおりとする。

(設置等の届出)

第 4 条 条例第 9 条の規定による届出は、地域まちづくり組織設置届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、地域まちづくり組織変更届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(交付金の額)

第 5 条 市長は、条例第 11 条に規定する交付金の額を、村上市議会定例会における当初予算の議決後速やかに各地域組織に通知するものとし、各地域組織の交付金の額は別表第 2 に定める配分方法により算定した額とする。

2 前項の規定による通知は、地域まちづくり交付金通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(交付申請)

第 6 条 条例第 12 条の交付金の交付の申請は、地域まちづくり交付金交付申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

(交付決定及び通知)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項の交付の決定は、地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の是正指導は、口頭又は文書で行うものとする。

(交付金の交付方法)

第 8 条 交付金の交付方法は、四半期ごとに交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する四半期分に含めて交付するものとする。

2 市長は、地域組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(交付申請内容の変更)

第 9 条 第 7 条の規定により交付決定を受けた者で、天変地異等不測の事態が生じたことにより申請内容の変更をしようとするときは、地域まちづくり交付金変更交付申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、地域まちづくり交付金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の交付金の交付の請求は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求するものとする。

(会計処理)

第 11 条 地域組織の会計は、単年度会計処理とし、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3

月 31 日に終わるものとする。

(積立て)

第 12 条 地域組織は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金を積み立てることができる。

(繰越処理)

第 13 条 地域組織は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度に繰り越すことができる。

(実績報告)

第 14 条 条例第 16 条の規定による実績報告は、地域まちづくり交付金実績報告書(様式第 9 号)により行うものとする。

(関係書類の整理等)

第 15 条 地域組織は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、交付を受けた会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(助成制度の活用)

第 16 条 地域組織は、市民協働のまちづくりを積極的に推進するため、交付金の活用のほか、その他の各種助成制度を積極的に活用し、事業の拡大を図るものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 13 条までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域まちづくり組織	行政区
村上地域まちづくり協議会	羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、希望ヶ丘住宅、中川原団地、南町一丁目、南町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、飯野西、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原
岩船まちづくり協議会	岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地藏町、岩船下大町、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波温泉三丁目、八日市、上の山
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会	瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、学校町、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、浜新田、松山、三面、松山かみの、下渡、羽下ヶ渚、大平、滝の前、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松原町住宅、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目
山辺里地区まちづくり協議会	山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、赤沢、菅沼、鋳物師、袋、大関、大栗田、高平
上海府地区町づくり推進委員会	岩ヶ崎、大月、野潟、間島、柏尾、吉浦、早川、馬下
あらかわ地区まちづくり協議会	貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江、前坪団地、堤下団地
神納地域まちづくり協議会	岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明
神納東地域まちづくり協議会	里本庄、山屋、上助渚、下助渚、志田平、七湊
平林地域まちづくり協議会	松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田
砂山地域まちづくり協議会	牛屋、福田、北新保、長松、赤松、塩谷
西神納地域まちづくり協議会	南田中、牧目、九日市、松喜和、今宿、大塚、湯端、高御堂、小口川、新飯田、岩船駅前
館腰地域まちづくり協議会	大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
三面地域まちづくり協議会	岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田
たかねまちづくり協議会	高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
猿沢地域まちづくり協議会	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、桧原、板屋越
塩野町地域まちづくり協議会	塩野町、松岡、早稻田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸、蒲萄
山北地区まちづくり協議会	府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鶴泊、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢

別表第2(第5条関係)

交付金の内訳	交付金内訳の額	地域組織への交付金配分額
人口割額	市長が定めた交付金の額の 65 パーセントに相当する額	人口割額を、前年度の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の人口で除して得た額に、当該地域組織内の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
行政区割額	市長が定めた交付金の額の 28 パーセントに相当する額	行政区割額を、前年度の1月1日現在の行政区の数で除して得た額に、当該地域組織の行政区の数に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
加算額	市長が定めた交付金の額の7パーセントに相当する額	加算額を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)、同法施行令(昭和37年政令第301号)及び同法施行規則(昭和37年自治省令第14号)の規定に基づく辺地(人口要件は適用しない。)の辺地度点数(行政区ごとに算出する。)の市の合計で除して得た額に、当該地域組織の辺地度点数の合計を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

備考

平成24年度以降の年度途中に地域組織を設置し、当該年度に交付金の交付を受ける場合の交付金の額は、日割計算により算定するものとし、上記により算出して得た額を、交付金を交付する年度の日数で除して得た額に、地域組織を設置した日の翌日から年度末までの日数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

平林地域集落活性化支援要項

令和4年4月27日制定

1 目的

この要項は、地域の将来像である「自然と文化、ひとがかがやく支えあいの平林」を目指すため、豊かな自然環境を維持し、文化を育みながら安心してこの地に暮らす人々が笑顔で互いに助け、支え合う地域づくりに資することを目的とする。

2 内容

(1) 助成対象

助成対象は、平林地域内の集落とし、申請は集落区長とする。

(2) 助成対象事業

①集落活動支援事業

集落の活動支援を一定の条件を付して側面から支援することを目的とした事業

1. 公益性、提案事業の成果が広く集落に還元されるものであること
2. 地域の課題解決、活力向上に有効か、住民要望に対応するものであること
3. 事業実施にあたり、多くの住民等の参加が期待できること
4. 発展性、継続性、新たな取り組みの視点があること

②元気づくり応援事業

活力ある元気集落づくりに意欲的に取り組む集落及び団体に対して支援することを目的とした事業（手上げ方式による）

(3) 助成額（積算根拠）について

事業名	助成額（積算根拠）
集落活動支援事業	1 集落あたり固定費（3万円）に人口割（1月1日現在の集落人口に一人当たり50円をかけた金額）を加えた額（上限） ※既存の継続事業の他に新規に事業に取り組む場合、通常の集落支援額に3万円を限度として加算します。（新規に立ち上げた事業を次年度も継続する場合は、立ち上げた年度を含め3年間の加算額を保証します。ただし、事業をやめた場合は加算しません。）
元気づくり応援事業	1 集落10万円（上限） ただし、備品購入のみであれば上限は5万円までとする。なお、備品購入の場合は購入商品の表示価格（千円未満切り捨て）2分の1の額とする。※集落からの手上げ方式

(4) 助成対象となる条件

対象となる事業は、以下に掲げるものとする。原則、集落単位で幅広い世代が交流を図る事業で、まちづくり計画の趣旨に合致するものとする。

(5) 助成対象とならない事業

- ①国・県、市等の公的機関から、委託料及び補助金等の助成を受けて実施する事業。
- ②事業の目的が宗教的意義を持ち、特定の宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、

干渉等（以下「援助等」という。）となる事業。ただし、当該事業が時代の推移とともに、すでに宗教的意義が希薄化し、社会的儀礼として世俗的なものは、特定の宗教に対する援助等にならないこととし、この限りではないものとする。（例：盆踊り、塞ノ神など）

③政治上の主義を主張し、推進し、支持し、または、これに反することを目的とする事業。

④特定の個人または団体を対象とした事業で、誰が見ても飲食のみを目的とする会合、懇親会などの事業。

⑤その他、運営委員会で適当ではないと判断した事業。

(6) 事前審査

集落区長より助成対象事業の申請があった場合は、運営委員会で審議するものとする。
なお、審議に諮り、上記(4)の条件にあう事業として認められない場合は、再度集落で内容を修正し、提出を求めることができるものとする。

3 補助金交付手続き【流れ】

(1) 申請

- ・関係集落区長へ「集落活性化支援補助金申請書（様式第1号）」を、12月15日に送付し、翌年1月31日までの提出期限とする。
- ・運営委員会において、事業内容について審査する。（2月～3月）

(2) 事業承認・交付決定

- ・運営委員会において、「事業承認（不承認）（様式第2号）」を決定し、申請者に通知する。（2月～3月）
- ・翌年度総会后【議決後】、直ちに申請者に対し「補助金交付決定通知（様式第3号）」を通知する。（4月）

(3) 実績報告兼補助金請求

- ・事業終了後、「事業実績報告書兼補助金請求書（様式第4号）」を提出する。【随時】
[添付] ①事業実績報告書兼補助金請求書
②事業実績が確認の取れる写真データ
③事業に係る領収書の写し

(4) 補助金の交付

- ・運営委員会に事業実績報告を行い、後日送金し交付する。【随時】

附 則

この要項は、総会の議決の日から施行する。

様式第1号 集落活性化支援補助金申請書（様式第1号）省略

様式第2号 事業承認（不承認）（様式第2号）省略

様式第3号 補助金交付決定通知（様式第3号）省略

様式第4号 事業実績報告書兼補助金請求書（様式第4号）省略

□ 平林地域まちづくり計画

1. 平林地域の現状

平林地域は、平林小学校区の松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田の7集落からなり、人口1,599人、世帯数560戸（令和6年1月1日住民基本台帳）の神林地区内では2番目に人口の多い地域です。

南に日本一の「清流荒川」を抱き、東に推定樹齢850年の巨大姥杉が生育している薬師岳があり、古くから信仰の対象となってきました。

また、この地域には、歴史的資源が多く、最も代表的なのは、国指定平林城跡と市の文化財に指定されている千眼寺の保呂羽堂があります。各集落では、伝統芸能が盛んで川部の大神楽（市の無形文化財指定）、小岩内の獅子舞、松沢獅子舞、宿田の剣舞など、何世代にもわたり、大切に継承されてきました。

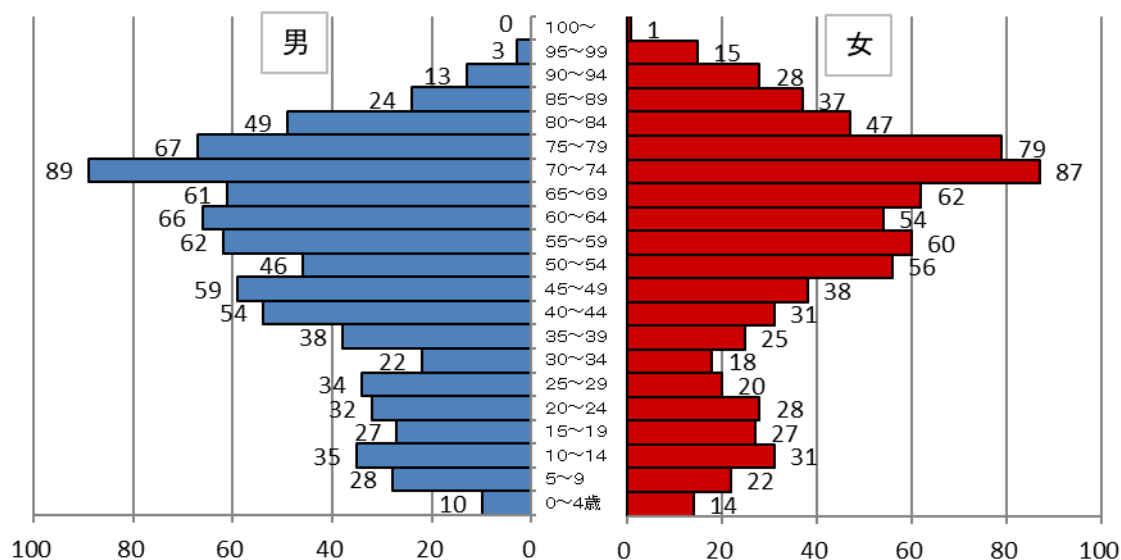
令和5年度に行われた住民アンケート調査では、地域に愛着があると答えた人が約6割で、前回の平成29年度調査時よりも高まっており、これまでの活動が地域への誇りや愛着につながっていることが確認できました。しかし、人口減少と高齢化が進行すると、集落内の維持管理が立ち行かなくなっていくことが予想されるため地域・集落での支えあいや防災への取り組みなど課題解決に向けた時代に合った柔軟な対応が必要となります。

【平林地域：男女年齢別集計表】

人口	男	女	合計	割合
合計	819	780	1599	100.00%
15歳未満	73	67	140	8.76%
15～64歳	440	357	797	49.84%
65歳以上	306	356	662	41.40%
うち75歳以上	156	207	363	—
うち85歳以上	40	81	121	—

令和6年1月1日現在：市統計資料

平林地域全体



地域の将来像

自然と文化、ひとがかがやく支えあいの平林

□ 豊かな自然環境を維持し文化を育む郷^{さと}

- ・清流荒川や国史跡平林城跡をはじめとした地域資源や自然環境の維持整備
- ・平林地域の伝統や文化への理解を深め、次世代への継承を支援

□ 一人ひとりの良さをいかした安心で活力ある郷^{さと}

- ・地域基盤の整備と住民への参画を促す情報発信
- ・地域の課題解決と住民交流を推進すること、そのための基盤づくり
- ・地域産業、コミュニティビジネスの発掘、開発
- ・関係人口創出・拡大
- ・災害時の避難対応

□ 笑顔いっぱい、支えあう元気な郷^{さと}

- ・心と体の健康づくり
- ・生活弱者を支える仕組みづくり
- ・子どもたちとの触れ合い
- ・ボランティア養成
- ・敬老会の実施

事業計画年度(実施年度:令和6年度～令和8年度)

基本方針	事業項目	実施年度			備 考
		6	7	8	
豊かな自然環境を維持し文化を育む郷	環境整備事業				
	地域資源の発掘と活用				
	伝統文化を守り受け継ぐ取り組み				
一人ひとりの良さをいかした安心で活力ある郷	交流事業の実施				
	地域の課題解決のための基盤整備と人材育成				コミュニティ支援を含む
	関係人口創出・拡大				
笑顔いっぱい、支えあう元気な郷	健康づくり				
	ささえあいの地域づくり				
	学校連携事業				砂山地域まちづくり協議会と協力

※いずれの事業も集落、他団体と連携して取り組む。

※小・中学校再編に伴い、まちづくり協議会の組織再編も含めた検討を行っていきます。

平林地域まちづくり協議会規約

平成24年3月13日制定

平成25年4月12日改正

(目的)

第1条 本会は、平林地域の豊かな自然環境や文化を未来への贈り物とし、この地に暮らす人々それぞれの良さを活かし、お互い知恵を出し合い、協力し合って、活気と魅力あふれる地域を目指し活動することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、平林地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、平林地域に居住する人及び平林地域で事業を行う個人若しくは法人、又は平林地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長、副会長は、運営委員会において委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において代議員の中から選出し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

4 必要に応じて、その他の役員を置くことができる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(報償費及び費用弁償)

第9条 役員等に対し、報償費及び費用弁償を支払うものとする。

(運営委員)

第10条 運営委員は、平林地域の居住者で、別表により各集落から選出された14名とする。

2 運営委員は、運営委員会において総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。

3 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(代議員)

第11条 代議員は、次により選出する。

(1) 平林地域を構成する集落区長。ただし、集落区長が第10条に定める運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

(2) 平林地域の居住者で、別表により集落推薦を受けた者とする。

(3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の承認を受けた者とする。

2 代議員は、総会において運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。

3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 代議員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員は、運営委員を兼務することができない。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、運営委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議、決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長、副会長、監事の承認に関すること。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議、決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局員を置き、地域振興課自治振興室職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、その他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

（書類及び帳簿の備付け）

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

（個人情報保護の取扱い）

第21条 本会が、各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

（その他）

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月13日から施行する。

改正後の規約は、平成25年4月12日から施行する。

（別表） （第10条、第11条関係）

集 落	定 数
松 沢	2 名
小岩内	2 名
川 部	2 名
湯ノ沢	2 名
葛籠山	2 名
平 林	2 名
宿 田	2 名

ただし、年齢、性別等を考慮することとする。

□ 平林地域まちづくり協議会 役員・代議員等名簿

【運営委員】 (敬称略)

No.	集 落	氏 名	備 考
1	湯ノ沢	小池 利也	会長
2	平 林	木村 竜也	副会長
3	松 沢	佐藤 昌彦	
4	松 沢	阿部 直也	
5	小岩内	高野 豊	
6	小岩内	高野 昭夫	
7	川 部	佐藤 慎吾	
8	川 部	佐藤 和栄	
9	湯ノ沢	小池 和行	
10	葛籠山	矢田 浩	
11	葛籠山	矢田 龍寿	
12	平 林	佐藤 正義	
13	宿 田	阿部 丈夫	
14	宿 田	遠山 修	

【監事】 (敬称略)

No.	集 落	氏 名	備 考
1	松 沢	田中ひとみ	
2	松 沢	田中 夏枝	

【代議員】 (敬称略)

No.	集 落	氏 名	備 考
1	松 沢	佐藤 巧	区長
2	松 沢	田中ひとみ	
3	松 沢	田中 夏枝	
4	小岩内	松本 富雄	区長
5	小岩内	松本由美子	
6	小岩内	松本三枝子	
7	川 部	佐藤 稔	区長
8	川 部	佐藤岩太郎	
9	川 部	佐藤 節子	
10	湯ノ沢	小池 信義	区長
11	湯ノ沢	佐藤 昌美	
12	湯ノ沢	小池 美保	
13	葛籠山	本間 賢一	区長
14	葛籠山	矢田 健	
15	葛籠山	矢田 和美	
16	平 林	木村喜美男	区長
17	平 林	木村美代子	
18	平 林	鈴木喜美子	
19	宿 田	高田 義久	区長
20	宿 田	岡本ゆかり	
21	宿 田	今井由花里	

平林地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内
〒959-3492

村上市岩船駅前56番地

電 話 : 0254-66-6122

F A X : 0254-66-6110

[https://www.facebook.com/](https://www.facebook.com/hirabayashichiiki/)

[hirabayashichiiki/](https://www.facebook.com/hirabayashichiiki/)